

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談

2. 日時

令和3年9月9日（木） 14時30分～16時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、野村主任安全審査官、有田安全審査官、

鈴木安全審査専門職、内海安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部長 他7名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1：加工施設 保安規定の補正について（MSR-21-052）

資料2-①：加工事業変更許可内容の保安規定への反映項目確認

資料2-②：設工認から保安規定への反映項目確認

資料3-①：コメント回答票（1）

資料3-②：コメント回答票（2）

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	では定刻になりましたので、本日の面談のほう始めさせていただきたいと思ます。
0:00:11	本日の面談は令和3年9月9日付で申請がありました。
0:00:17	令和3年7月26日付の三菱原子燃料株式会社の保安規定変更認可申請の補正申請書につきまして、
0:00:26	その変更内容の概要について資料をもとに説明を受けるとともに、
0:00:30	前回の面談でのコメントに対する回答を、回答資料をもとに確認を受けるものでございます。
0:00:38	それでは事業者の方から本日の資料の概要とそれから資料1のほうにつきまして軽く説明のほうをお願いいたします。
0:00:51	MNFコマタでございます。本日の資料でけれども、今僕のわかってあげたかと思いますが、資料と資料2-1、資料2-02。
0:01:07	資料7-①資料のバルブにという。
0:01:14	5. ということでございます。
0:01:17	資料の1の方がですねパワーポイントの資料になってますって、面談資料ということで加工施設も保安規定の固定についても、こういうことで今期ないのですね保険の内容の概要ですとか、
0:01:37	設工認事業許可のですね、フレキ事項の順で病棟が書かれておりますのでそちらのほうは後程担当から概要説明をさせていただきます。
0:01:49	資料の2-01でございますけれども、こちらが(5)事業許可内容のですね、保安規定の反映項目の確認、太田ものですね、まとめた資料の
0:02:06	いうことで、
0:02:08	事業許可取得のですね第1条から22条まで情報ごとにですね、
0:02:17	当社の事業許可からですね、反映すべき事項をですね、これに対する対応ということもまとめたっていうふうになってございます。
0:02:30	FPができるように-BL2でございますけれどもこちらがですね、からですね保安規定の反映すべき事項を抽出してですね、これらの反映状況を
0:02:46	統合リターン
0:02:48	資料となつてございまして、資料としてはですね、そのポーター一時から71までですね分割本店にて認可をいただいておりますけれども、それから実ごとにですねまとめた資料になってるんだ。
0:03:08	それから資料の3の①でございますけれども、
0:03:14	いただいたコメントに対する回答票ということで、コメント回答票の(1)となつてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:23	こちらが
0:03:26	資料をのですね 2 の①のですね許可関係のその他のやった。
0:03:35	ということで対応がですね、資料 3 の水を入れることでコメント回答票の確保ということになってございます。
0:03:43	こちらがここに関係のですね、
0:03:48	コメントに対する回答をまとめた中でこういうことになってございます。
0:03:53	以上です。
0:03:59	やっぱりポイントを続けてお願いできればと思います。
0:04:05	現実に燃料のホーム立てるそれでは続きまして、団地絨毯に換算されますオリフィス資料 1 を用意しました全世界概略御説明いたします。
0:04:21	まず 2 ページで、けども、本説明で弱面する内容で、大きく三つに分けて、その結果、1 番目が、保安規定固定の概要、それから 2 番目が、保安規定へ反映すべき事項のですね抽出整理を御説明しております。
0:04:37	最後に移送結果で抽出された保安規定の固定のものなのよという、大きく三つに分かれた構成となっております。
0:04:48	次の 3 ページでございますけども、本店 5 件の概要とそれから利用ですね、こちらに記載してございます。弁閉幾つ審査会合でですね、ご指摘事故で大きく四つございますので、その対応を
0:05:03	そのためにですね、今回ファンケルのほうを見直しをして申請を出しさせていただくという内容になってございます。
0:05:11	4 ページのほうですけども、保安規定反映すべき指導成分ということですね、赤い棒でご出席いただきました四つの指摘事項に対してですね、ドドの準備なおかというのをですね。表してございます。
0:05:28	それから 5 ページからがですね各確認のですね、手順を記載したもので 5 ページ、6 ページがですね、確保事業の変更内容の保安規定への反映すべき事項のですね、確認ということでそれぞれのスペクトル、
0:05:45	それから 6 ページに場所代のですね、
0:05:50	確認作業の概要をお示しているというものでございます。
0:05:55	それから 7 ページ 8 ページがですね。絶好のほうの認可内容の保安規定の反映すべき事項の確認ということで 7 ページがそのステップ、それから 8 ページがですね、具体的な反映すべき事項の確認作業の概要について、
0:06:11	ml というものになります。
0:06:15	続きまして 9 ページでございますけども開校ので学年的事項の 4 番目になりますけども、保安規定の反映すべき事項のですね、実行点について確認する

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ようにということに適応受けまして、その確認するべきところをですね、ステップを期待してるというところでございます。
0:06:35	YKTてるけれども、保安規定反映すべき事項の抽出の手順ですね、こちらはですね、通常のQMSの終結の確認ということで、施設の方を示してあります。
0:06:50	それから 12 ページ、12 ページがですね、その結果された本気でそう予定変更の主な内容ということになってございまして、11 ページの方がですね、事業許可の見直しからですね、抽出された項目、それから 12 ページのほうが、
0:07:09	職員の方からですね、言及いただいた項目ということになってございます。
0:07:15	簡単な井戸でございます。
0:07:21	はい規制庁ウツミです。御説明ありがとうございました。それではこちらからの本資料に係るちょっと確認事項のほうに移って確認を譲りたいと思います。そこはちょっと私のほうからまず。
0:07:35	資料01 のパワーポイントのところまで 3 点ほどちょっとお伺いしたいんですけども。
0:07:41	答えられるんだったらもうこの場で答えていただきたいと思います。資料パワーポイントの資料 1 の
0:07:48	5 ページ等、7 ページそれから 9 ページ 10 ページのところまで先ほどご説明ありましたけれども
0:07:55	保安規定の反映すべきすべき事項の
0:07:59	時確認の実施体制とか、それから社内手続きの実施体制とかいろいろ書いてございますけれども、この自治体性とか実施部門、いろいろ書いてあるんですけども、これらの右の枠で書いてるやつところで、
0:08:14	責任者というのステップステップごとのこの実施体制における責任者や、その取りまとめ者っていうのはこれ、具体的に何かどういうふうになってるのかっていうのをちょっと
0:08:24	教えていただければと思います。
0:08:30	三菱原子燃料の大牟田でございます。まずトータルの場合は、保安規定の変更できる部門と言いますと、安全品質保証かというのがちゃんとしてございまずので、保安規定自体のですね改訂作業という意味では、
0:08:47	安全品質保証課長が責任を持っているということになります。ただこの自治体での上というっていう責任者という意味ではですね、安全品質保証部の部長ですね、全体的なですね。また責任者ということになるということです。
0:09:03	実際の手順についてはですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:07	保安文書管理標準というのが下部規定でございまして、その中で保安規定の会計のですね、手順というのが定められております。ただれば、今回の加工事業の変更の反映すべき事項の充実ですとかですね。
0:09:23	後任の気づき事項の注意点においてはですね、今回の御指摘をいただいた内容になってございますので、これ言ってですね、具体的に要領書の中で定められてるかというものではないというようなところでございます。
0:09:38	簡単に現状です。
0:09:42	規制庁ウツミです了解で水稻ちょっと確認なんですけれどもそうすると、各ページで書いてるこの体制。
0:09:49	ステップのところでの実施体制を取りまとめているのは基本的には、
0:09:55	安全品質保証課の課長さんが作業は見ている。
0:10:00	作業を取りマーケットステップごとに確認しているってところなんですか。これは、
0:10:09	作業自体はですね、安全率を課長が実施をしているということなんですけども、その添付の確認という意味ではですね、安全品質保証部長がそれぞれ確認しながら進めているというところでございます。
0:10:23	規制庁わかりました部長の方のほうで確認されていると了解ですね。そうするとちょっと確認なんですけれどもこれだと保安規定の改定に係る基本的な社内マニュアルがどういうルートで誰が確認するかっていうのは先ほどご説明があった保安規定、保安文書管理標準。
0:10:42	に記載されているけれども、今回前回の会合でのコメントを受けた反映すべき事項の抽出というのは、そう本来手順ではなく、
0:10:56	例外的に体制で今回やられているということをご認識よろしいでしょうか。
0:11:04	三菱原燃の恩田でございます。相当入れて精査ですね、ご指摘いただいた事項については今回、けんとも反映するということですね、そういったことは、文書に規定はないっていうけどもですね。
0:11:23	特別に決定するためにできたというものでございます。
0:11:29	規制庁ウツミ了解しました。そうするとちょっと、追加ともう2点ほどお伺いしたいんですけども、まず
0:11:38	10ページのほうの社内手続きの燃料、核燃料安全専門部会とか系統品質確認委員会にかかるっていう手続きもその
0:11:50	保安文書管理標準というところに記載されている手順
0:11:54	ということですかこれは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:59	三菱原燃のウランの通りです。あとですね、それぞれの容量とですね、例えば安全衛生委員会の総要領がございますし、核燃料安全専門部会ですと核燃料安全専門部会ですね。
0:12:18	運営要領というのがございまして、それらのより下がってるね、社内手続きがこれ通路と同じですので、通常と同じ通り実施したというものでございます。
0:12:29	きちっとウツミです、了解通常の文書の管理手続きのっていうことは同要素 10 ページにあるこの三つの部会等で測ると図って外に出すってというのが文書を決定するってというのは、
0:12:46	何かしらの社内標準にあるものっていう認識でよろしいですか。
0:12:54	三菱原燃の小田でございました確認会というのがございますけれども、こちらは設公認とかですね、事業許可等のそういった民間に対しての委員会については本規程はプリン準じて今回実施しているというものでございます。
0:13:20	規制庁数字が了解すれと外の準備てられるということですけど、一応確認者のこの三つかっていうか、この部会にはかって出すっていう手順ってというのは何かしらの文書で規定されているものでしょうか。
0:13:35	ちょっと文章的に入れる上の話層の問題等々文書でやっていただいております。
0:13:41	了解。ちなみになんていう文章になりますか。
0:13:48	はい。
0:13:49	安全衛生委員会のほうは安全衛生委員会規則というのがございます。
0:13:56	それから、核燃料安全専門部会というのがですね、核燃料安全専門部会運営要領というのがございます。
0:14:05	それから、品質確認委員会でございますけども、こちらは許認可要領というのがございます。許認可管理要領というのがございまして、その中で規定をしているというものでございます。
0:14:18	以上です。
0:14:19	規制庁ウツミ了解するわかりましたありがとうございますですべてのこのPart パネルを私から最後なんですけど、今回の
0:14:27	日表の何か保安器、
0:14:31	関連重点の要領書等要領書の確認体制というのは別に今回水室の手続きをやられているということなんですけど。
0:14:40	今後何か手続きを変えとか、今回やった手順を踏襲していくとかそういった予定とかっていうのがあるんでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:52	今回で説明居宅でご指摘いただいた事項というのは、今後も今期中です ね、きちんと反映すべきというふうに考えてございますので、今回、実施した手 順についてはですね、今後起点として、
0:15:09	文章の中に入れてできない状況の手続きの中で実施したいというふうに考え てございます。以上です。
0:15:16	規制庁ウツミ了解され、ありがとうございます。私から資料 1 に関しては以上 です。
0:15:24	規制庁オザワです。今の御説明の中でちょっと何点か再確認なんですけれど も、資料の 10 ページ。
0:15:35	三つの
0:15:38	部会だとか委員会だとか記載されていて、それぞれの運用要領っていうのが あって、それぞれの部会委員会については運営している。で、保安規定を申 請するにあたっては、
0:15:53	これらの三つの委員会応答通って申請するんですよっていう承認行為を行っ た上で申請するんですよっていうのは別途どこかに定まっていますっていう理解 でいいですけども、その中で品質管理委員会っていうものは、
0:16:11	今回協議会で事業許可とか設置工認だとかの対応と同様の対応するといふこ とでプラスアルファでやっているということでここだけがちょっとイレギュラーと いうような位置付けですっていう理解でよろしいですか。
0:16:28	一方、原料の歌でございます。等々でございます。
0:16:34	わかりアト承知しました。で、私のほうからは、
0:16:41	別途買わないと文書で回答いただければいいんですけども、それぞれの系 統迎えだとか委員会の運営要領でそうですそうそれぞれの部隊がですね、 どのようなものを議論する部会として設定されているのかという
0:17:00	要領に記載されているもの以上というのを
0:17:05	提示いただきたいとか説明いただきたいというような内容でございますの で、これについては後日では結構なんですけれども、審査会合前にですね、 提示いただきたくお願いします。
0:17:20	以上です。
0:17:23	三菱原子燃料の宇田でございます。各委員会ですね。先議べき事項につい て、審査会合前までにですね、ご連絡差し上げ以上です。
0:17:38	規制庁オザワですよろしく申し上げます。ただ月曜日の午前中に審査会合な んで明日なんです、営業時間内でお願いしたいんですけども、よろしくお 願いします。
0:17:54	三菱原子燃料の打たれず、承知いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:01	私から以上ですね。
0:18:05	規制庁ウツミです。
0:18:07	では次、続いて資料の
0:18:11	ちょっと待ってください。
0:18:13	規制庁ノムラです。この資料でちょっと1、二点お聞きします。9ページなんですけど、実際の作業者が実行できるかの観点というのは非常に重要だっているのはわかるんですけど、今回ですねこの観点のチェックというのは、
0:18:31	今回の補正箇所だけに関してやったのでしょうか或いは保安規定全般に対してチェックを行ったのでしょうか。
0:18:50	はい。
0:18:52	現状の宇田でございます。今回御提示する内容について確認をいただいております。
0:19:01	規制庁ノムラです。そうですかというのが、今のところの回答ですね、
0:19:09	あともう1点なんですけど、①で記載の不足があった場合とか、例えば②でわかりにくい箇所、
0:19:17	っていうのがあるんですけどこれ具体的に何点ぐらい
0:19:20	出てきたのでしょうか或いは全く出なかったのでしょうか。
0:19:29	②のほうで20件20件弱ぐらい出てると思います。そのうち04件ぐらいだね。実際にその変更案ですね、入れ込んで主張してるというところでございます。
0:19:47	規制庁ノムラです。了解しました。
0:19:54	規制庁オザワです。今のやりとりの中で1点確認なんですけど、
0:20:02	補正の後箇所のみを確認してるってということではなくって、許可だとか設工認から反映すべき事項って優秀な形で参考資料1に参考資料のほうの2-1にまとめていただいておりますけれども、
0:20:19	それは既存のもので読み取れるところもあると思いますので、そこも含めて確認いただいているというふうに認識しましたけれども、それで間違いはないですか。
0:20:35	それで間違いはないです。資料2-1-2、それぞれ見ていただいておりますね、コメントいただいております。以上です。
0:20:44	はい。それであれば理解できますので、以上です。
0:20:57	規制庁ウツミです。それでは続いて資料の本日の資料の3-1ですね、コメント回答を資料のほうの
0:21:07	ところで確認をしたいと思うんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:21:12	まず資料 3-1 の左のナンバーの 0826-5 ですね、これ括弧この資料自体の回答ここの回答資料自体はちょっと記載を充実させていただければいいと思うんですけども。
0:21:27	このロータリーキルンの
0:21:30	係長時間ないってことはもう少し実際その施行にどういう記載をしましたかとかいうのをもう少し具体的なところで記載いただければと思っています。
0:21:42	ちょっと続きますけれども、同じく 3-1 の
0:21:48	15 番ですね次のページの一番上ですね、15 番なんですけども。
0:21:53	この事故時のウランの飛散のする恐れのある部屋とか、どっちかということで、今回あの一覧 1 例一覧をここに記載させていただいてますけども、この一覧につきましては、
0:22:06	一応確認下部規定のどっかで一覧があるってということなんでしょうかそれとも特に一覧というのはいないんでしょうか。
0:22:19	一部ノムラでございます。どうせ
0:22:25	ある特定の課の下のよいしょ中にはあるということで全社的なところの要領書ではないというところでございます。
0:22:34	規制庁ウツミ了解です。そうすると、基本的に下部文章のほうになるかと思うんですけども、②と同様だと思いますけども具体的に保安規定と書いているものがどういうものを指してるのかっていうのは、保安規定にこうしたの下部文書でも名明確化。
0:22:54	していただきたいので、これあの保安器のほうにかけるものじゃないですけども各部署の方で等が適切な活動者の方でしっかりと
0:23:04	一番というのは管理していただければと思っています以上ですが、以上でこの件は以上です。
0:23:10	さまで続き、あと 23 問続けますけれども、
0:23:14	同じく資料 3-1 で、
0:23:17	7 番ですね持って、もちろん正当。
0:23:24	090-0
0:23:28	少々お待ちください、補足 0826-37 番ですね。だから 3 ページ 4 ページ目で 4 ページ目の
0:23:41	ところで、
0:23:42	NDC と三菱マテリアルとの取り決め内容なんですけども。
0:23:50	これは一応今回回答だと警戒事態新車両の移動等ということで記載いただいていますけども、
0:23:56	要はもう少し具体的に書いていただきたくて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:02	3点受かあるんですけどもいつ取り交わした取り決めなんですかっていうところ、具体的にどういうなんていう名前の取り決めをしてるんですかというところで、それからここは一番ちゅうなんですけれども、具体的に決めた事項をし、
0:24:19	全部書いていただきたくて、
0:24:23	この切り換え車両の移動だけだったらいいんですけども、ほかにも決めていることがあれば、しっかりと記載してコメント回答資料も記載して説明いただきたいと説明をいただけたらと思っております。
0:24:37	続きますが、
0:24:40	0826-59番。
0:24:43	何で5ページ。
0:24:45	5ページ目の下のほうですね。
0:24:47	PI等、これらのほかの71万とも同じなんですけども、もう
0:24:54	モニタリングポストの事実つたんですけども、今回部門の第2図(1)に追記しますということで御回答いただいて本日受け取った補正書でもそうなっているんですけども、この図で敷地内の配置を最初に示している図でありますので、
0:25:14	ちょっとこの図に暴走持っとも一歩ある空間放射線量率の測定値を表すの不適切かなと思っておりますので、
0:25:24	具体的にはですねモニタリング空間放射線量の線量率の測定値っていうのは、保安規定の54条のところでもマサだと。
0:25:34	測定時間しますと言っている。そっちに関連して、その条文に関連したとしてもしっかり等、別途管理していただいて、保安規定につけるとというのが、他の事業者でもそうしてますので、
0:25:49	実用とこですけども、やっぱそういったところでしっかりとですね、この第54条の
0:25:55	そっちに関わる図として別途適切に東三作成して
0:26:01	この形状管理していただけたらなと思います。
0:26:05	それから最後ですけども66番のところでも管理総括者の話なんですけども
0:26:13	読ま後本テキスト書いてある通りだと思いますけども、
0:26:17	ちょっとわかんなかったのはこの管理総括者の任命と誰がするのかっていうところ、
0:26:22	あと管理総括者のほかの部課長と加藤。
0:26:26	近隣職務を兼任してるのかそれとも独立してその職務を総括の職務として独立した職務としていらっしゃる方の方はちょっとそこはだからわかんなかったのので補足的にコメントし了解いただいて説明いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:41	私から以上です。
0:26:45	特集長のハマグチ日提言の訪問られず、1点だけなんですけれども、先ほどの名 0826-37 番のところなんですけども、今エヌ・ディー・シーさんとマテリアルさんとのですね、協定を結べ調整中の段階でございます
0:27:05	具体的にそのいつ交わしたとか、そういう話がちょっとできないところではございますけれども、今の状況ですね、該当するようにいたしますのでよろしく願いいたします。以上です。
0:27:18	規制庁ウツミ了解しましてとりあえず遮断先ほどご説明あった通り具体的に決める予定である項目を羅列していただいて説明いただけたらと思います以上です。
0:27:34	三菱原子燃料の大牟田でございます承知いたしました。
0:27:45	うん。
0:28:03	ただですね。
0:28:04	規制庁ノムラです。
0:28:06	えーとですねちょっと番号が前の分こうなんですけど、18-16 番のところでございますが、
0:28:14	別表第 12 というのがあって受入仕様値というのがあるんですけど、これが ASTM に基づいてるっていうのがですねちょっと読み取れなかったなというところ。
0:28:25	ですので御社どこかの回答で、この ASTM 話をしたと思うんで、それをここのこの番号の回答にもつけてくださいということですね。
0:28:37	以上です。
0:28:44	現状、明瞭なコマタでございます。定める保険ですね承知いたしました。会長のほうに出させていただく。
0:29:01	規制庁オザワです私のほうから確認をしてもよろしいですか。
0:29:16	8826-5 番に関してなんですけれども、
0:29:23	もともとの番号 2-2 番。
0:29:26	のものです。ここなんですけれども、まず先日工認の記載の該当箇所を用いて説明していただきたいということと、あとファン層温度と乾燥時間。
0:29:39	ですけども、この時間でこう設定してから成立 6%以下になりますよっていう話をですね、それが維持できるという根拠についてどのような確認をして草案という設定をしているのかというのを御説明いただきたい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:57	どう考えてますんで、これもしかして設工認だとか許可ですでに聞いているよというのであれば、そのときの、どこで説明してるっていうのをご提示いただく形でも結構です。
0:30:11	まずここで1回切りたいと思います。
0:30:22	はい、三菱原子燃料の牟田でございます。承知いたしました。
0:30:29	規制庁オザワです。それでは続けてですね。
0:30:35	826の方、10番。
0:30:39	ですけれども、その回答いただいたところで説明資料に脚注というようなことを追記されるということで御説明資料には脚注がちょっとついていなくてですね、今日ちょっと申請されたものを今テレワーク条例それ確認できてないんですけどもそちらにあれば問題ないんですけども、説明資料のほうにも、
0:30:59	机等対応できるような形にさせていただきたいというのが一つです。
0:31:05	まずここで1回切りますが、
0:31:10	三菱原子燃料の宇田でございますといたしました。
0:31:16	規制庁オザワで続きまして、826-19番に関してなんですけれども、これは非常に大きいサイト防災資機材という要望ですね使い分けているようなんですけれども、実態として、同じ機材がになるというふうに理解したんですけども、
0:31:35	その理解で間違いないですか。
0:31:40	三菱原子燃料の太田でございます。その通りでございます。
0:31:47	はい。規制庁オザワですね、承知しました。そうするとこの
0:31:52	コメント回答の回答のところ結構なので、ちょっとその旨記載していただけたらといただきたいと思います。
0:32:03	三菱電機の榎本でございます。すいませんと記載がですね不十分でした危険度ですね、期待いたします。
0:32:12	規制庁オザワです。続きまして、あつちに6-22番に関してなんですけれども、
0:32:23	火災影響評価の
0:32:25	用いた園芸インプットというものを担保するためにはその量の管理というふうにノムラ、ちょっとコメント回答いただいているところだ。
0:32:36	それとかあとは規定だとか下部規定のですね、参照されているところからちょっと読み取れなくてですね、実際に国庫の量についてどのように管理してるのかっていうのがわかるような形で御説明いただきたいと思います。
0:32:53	考えています。ご理解ちょっと切りたいと思いますが、
0:32:59	三菱原子燃料の宇田でございます。カ年分となって持ち込み量につきましては、今回の下部規定にですね、許可で記載してます抱えているかといった可

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	燃物量を満足するというのをですね、下部規定のほうに記載するようにいたします。
0:33:17	以上です。
0:34:04	ウツミとオザワ 3 台がですね。
0:34:07	すぐに言うとなっておりますよね。すえて今一等インプット量を下部規定に記載するというのは、現現状の回答いただいている。
0:34:23	資料の 2-1 だとからのところに、まだ記載されてないということでもよろしいんですよね。私の方が見落としてるということであれば、トウソウ御説明いただければと思います。
0:34:37	三菱原子燃料の宇田でございますけど、1-2 のほうにはですね、プロフィールに変更とかさとして青色でですね、過大評価のあの可燃物量を満足することというのは、記載をさせていただきます。以上です。
0:34:51	それで、
0:34:53	わかりましたんで、上で実際にはそれを短守るよにということで実際の数値も株教授のほうに記載されるということで理解しましたけれどもよろしいですか。
0:35:08	三菱原子燃料の浦でございます。通りでございます。
0:35:14	規制庁オザワで承知しました。
0:35:17	続きですけれども、826-34 番に関して、
0:35:25	記載されているその S クラスに属する施設に求められる地震力に対してっていうところが、当会等で読み取れなかったんですけども、そのところどのように管理するのかというのを御説明いただけますでしょうか。
0:35:44	三菱原子燃料の太田でございます。われるところこの回答の根拠のところ記載が不十分でしたので、現在との幕府ところがですねきちんと底辺電力にもっと言うところですね、回答のほうで記載させていただきたいと思います。以上です。
0:36:06	規制庁オザワですが、庁舎でそれが
0:36:14	ただ向こう資料が標準でもいいんですけども、読み取れるというようなことになっているっていうとこまで記載していただければと思います。
0:36:24	続いて、
0:36:29	826-35 番なんですけれども、こちらのコメントに対する回答になっていないというふうに
0:36:38	理解しておりまして、もう一度ちょっと確認した上で、再説明いただけますでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:46	改めて資料というか、コメント回答の回答のところにAと書いていただければ結構ですが、
0:36:55	三菱原子燃料の岡田でございます。今現在回答としましてはですね、硬貨物の火砕物によってですね。外気取入口が閉鎖したりですね 9 機のフィルタ岩相によってその建物内にですね。降下火砕物転入って、
0:37:13	ウチダ排気設備等への影響を考慮してですね、そういった場合効率的か工程というの本体を停止した上で、来た排気設備を停止するということを考慮するということを回答するんですけども、そこはまだ不十分という御理解でしょうか。
0:37:30	規制庁ダンス別途その回答が
0:37:35	参考資料のほうで、
0:37:37	読み取れるようになってるでしょうか。
0:37:44	ノムラでございます。パンク後ろ盾が 2-1-2 のところということでこれそういう意味ではあるのですね。
0:37:51	下部規程までには、僕はちょっと記載はないというところでございますので、そこちょっと下部規定のほうにですね、先頭からの機会をすることにしさせます。以上です。
0:38:04	規制庁承知しました。
0:38:10	続いているんですけども、
0:38:17	826-37 番に関してです。
0:38:20	これらの確認だけなんですけれども、具体的にとられる対応として、車両の移動の方からどのような対応が考えられて考えておられるのかというのを、これも回答のほうに、
0:38:39	追記しているいただけるような形で追って回答いただければと思います。
0:38:48	三菱原燃の太田でございます承知いたしました。
0:38:53	続きまして、
0:38:55	826-38 に関してです。
0:38:59	このところで、建物内内部の対象物というものを
0:39:06	どのようにその管理している、いるのかというところの説明が記載されていないというふうに読んだんですけども、
0:39:17	不足していればですね、追記していただくとともにですね、方案でここで思うんですよっていうのがあれば御説明いただければと思います。
0:39:29	三菱原子燃料の大牟田でございます。今のところの回答には出て退職と台車取り上げてまして第 3 については、経過事態が発令された際にねワイヤーロープやボルトでですね、固縛を行うというものではですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:45	これはコメント回答のほうにいても、記載をしてるところでございます。
0:39:50	規制庁ですので、対象が台車しかない。
0:39:54	いうことでよろしいんですかほかにもあって、幾つかある場合はどのように通常時に管理多分されると思うんですけれどもそういうところをちょっと確認したかったんですよ。
0:40:06	わかりました体力という前お金もいろいろあるということですねその部分をきちんと回答するようにというご指摘承知いたしました。
0:40:17	はい、えっと、それで他にもあるということであれば実際どのように管理しているんですっていうところも含めて書いていただければと思います。それが参考資料の資料のほうに記載されているのかされてないのかされてない場合であれば、追記するのか、もしくは追記しなくても、
0:40:35	管理できますよっていうのであればその旨、御説明いただければと思います。よろしくをお願いします。
0:40:43	三菱原燃の小田です。承知いたしました。
0:40:51	続いて 826-49 番に関してです。
0:40:57	これもちょっと同じようなたぐいの質問なんです確認なんですけれども、回答にですね回答のほうにですね、チェックタンクに廃液をためて濃度を測定し、
0:41:10	OKであることを確認してから廃水を下流に流しますってこれバッチですっていうこと。それはわかるんですけれども、この部分が、その参考資料の報告が読みとれてないという状況です。これについてもですね、同様の確認を行ってカガ回答いただければと思います。
0:41:32	三菱原子燃料の小田でございます。このたいところは今のところから、管理目標値以下に配置の増ですね、管理するというような記載になってまして、今ご指摘いただいたのネットマ濃度測定塗料というような行為がよく読み取れないとそういう
0:41:50	というふうに
0:41:52	解釈してよろしいでしょうか。
0:41:54	規制庁です。そのところがあるんですけどバッチっていうことで、その都度測定してから出すというのが読み取れないよね。ただそんなのがあっても、御社の中で当たり前やってることだからっていうことであれば、そういう回答でも結構ですけれども、きちんとできるというところを確認したかっただけで、
0:42:16	承知いたしました。回答のほうを現状であります。
0:42:22	続きまして、
0:42:25	これらの参考資料の記載だけの問題なんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:30	826-52 番ですね、資料の 2 の立地の該当箇所にアンダーラインを引くというところで、実際に該当するところが、
0:42:42	左手ない。
0:42:44	っていうところですね。
0:42:49	あと、この前を具体的な記載をしていないというふうに読んだんですけども、スズキ具体的な記載しないでねというものがあれば、あわせて御説明いただければと思います。
0:43:17	具体的な記載っていうのは、あれですね設置許可のほうで記載されているような
0:43:26	プラスチックシート等で密封などがそういう等とのですね。
0:43:34	PPAのオーダーでございます。承知いたしました。
0:43:43	それとですね、ちょっと私のほうも、
0:43:48	ASTMと質問を確認しようと思ってたんですけどもここはノムラ。
0:43:53	ノムラのほうから確認されてますので、
0:43:58	ほ II Bの確認に行きますけれども、当はちに 826-61 番に関してです。
0:44:09	これなんですけれども、許可の添付の 6-8 の表とですね、保安規定の別表 13 日 13-2 っていうふうなところが対応してるというところなんですけれども、一対一対応になっていないので、この対応関係というところを、
0:44:25	わかるように説明いただ
0:44:28	約お願いします。こちらは市民での回答で結構です。
0:44:37	山本でございます。
0:44:43	私のほうからは以上となります。
0:44:51	規制庁の鈴木です。私のほうから何点かありましてええと、ちょっと戻って恐縮ですけども、
0:44:59	0826-10 ですけどこれもオザワの方からすでにコメント差し上げたかとか超のちょっと席を外して定期聞き取れないんです申し訳ないんですけどこの配布について脚注に追記されてないということもオザワの方からコメント差し上げてますでしょうか。
0:45:17	私からコメントオザワからコメントしてます。すいませんでした。では次です 0826-39 ですけども
0:45:27	これ会長、
0:45:29	コメントの回答になってないという押すかちょっとこれ注意喚起に発令された場合に、要は何が発令されたんでしょうかっていうの主語がないので、
0:45:42	それちょっと明確にさせていただきたかったっていうことと、(2)の警戒事態に相当することはどのように判断するのかっていうことに関しまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:45:53	警戒事態の基準が満たされた時はって降灰帯水層基準が満たされた点どのように判断するのでしょうかというのを
0:46:02	お聞きしたかったですけど、この辺どこかに定めてあるんでしょうか。
0:46:17	実現性ノムラでございます。今のコメント回答のところにもちょっと書いてはいるんですけども、注意喚起についてはですね、茨城県管台するまた竜巻に関する気象情報ですとかですね雷注意報が常時監視してまして、
0:46:33	それらが判定された場合はですね、注意喚起というのを買ってくるということでございます。
0:46:41	それから、計画自体のほうはですね、加工施設から 30km の範囲内で竜巻発生キャスト、それから雷ナウキャスト、それとですね、交通 700 戸という情報を計上に関してまして、警戒事態の基準というのがございますので、その基準が
0:47:01	それからですね、警戒事態警戒事態をはっきりするという流れになってございます。
0:47:11	規制庁の鈴木です。では
0:47:14	まず注意喚起のほうですけども、
0:47:18	これを見ますと茨城県に対する
0:47:22	竜巻に関する気象情報が発令されたですとか、
0:47:27	雷注意報が
0:47:29	発令されたっていうふうに読めると思うんですけども。
0:47:33	またそういう、そういうことでしょうか。
0:47:39	三菱原燃の小田でございます。その通りでございます。
0:47:52	気象情報が発令ですとか
0:47:57	それはちょっとおかしいと思いますので、
0:48:01	今主語が明確になった方がいいのかなと思います。
0:48:06	思いますけれどもこれで御社のほうが、
0:48:09	もうわかるっていうか明らかだって言うんでしたらもう
0:48:16	結構だと思んですけども。
0:48:19	(2) の警戒事態のほうで、
0:48:24	数が
0:48:27	ナウキャスト常時監視し、警戒事態の基準が満たされた場合ってありますけども
0:48:35	監視してて、どういう基準を満たした場合かっていうのがちょっと
0:48:40	わかりませんっていうことだと思ふんだという意図でお聞きしたんですけども、この辺はどうでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:53	物理現象燃料のパターンでございます。
0:48:57	警戒事態についてはですね、そんなから 30km のですねソフトウェアをですね外注時点作っていて、これで病理完了をしているわけですが、
0:49:12	ミッドループね多分合併の中を雷のナウ逆の工程な役と
0:49:21	それぞれその盤できる以外でグリットばこのようになってまして、この三つの注意報警報とか店寒波がBというところで
0:49:35	警戒事態が発令されるということで、この決定文によってですね、登録されている携帯のほうにですね、警戒事態移転というような連絡が一定にパッキングを
0:49:52	行うというような、ここで飲料予定にしております。以上でございます。
0:50:04	規制庁の鈴木です。下部規定のほうに 30km の範囲内であつてということが書いてあるんですけども、保安規定に書いてますけども、
0:50:17	その警報見て伝えるの重なり合つてとかつていうそういうことが基準つていうことがちょっとこれから、
0:50:25	わからない。
0:50:28	といたしますか。
0:50:37	第三者が説明聞いて今のはちょっとわかりづらいなと思つたんですけども。
0:50:54	規制庁ノムラですねちょっと1点お聞きしたいんですが、ここでいうですね警戒事態の基準つていうのは、御社が独自に設定されてるものなののでしょうか、或いは茨城県が設定しているものなのでしょうか。
0:51:08	あと、
0:51:11	MMF のコマタでございます。基準に関しましては当社独自の判断基準ということになります。
0:51:20	以上です。
0:51:23	規制庁ノムラですをここでそれを聞いていいのかわからないんですけど、ちょっと具体的にどういう基準なのかというのは、話せるでしょうか。
0:51:46	MNF コマタでございます。出展を作るときにですねいろいろ様々な弁出戸の荒戸無駄ということになっておりますので、基準のほうはあるんですけども、ちょっとそちらの結果のほうの持てればですね今。
0:52:05	手元にはないのでちょっとこの場で即答というのはできないんですが、一応基準のほうは定まっております。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:15	規制庁ノムラです。はい、わかりました。ちょっとここにですねその基準を書くかどうかってのはちょっとよくわからないところがあるんでこちらでも検討する必要があると思うんですけど一応現状では理解しました。
0:52:31	スズキに変わります。
0:52:33	はい。
0:52:35	規制庁の鈴木です。下部規定に書くのかそれにするさらに株になるかわかんないですけども警戒事態が何かっていう基準が
0:52:49	どこかで定めていた定まっていた方が
0:52:53	いいのかなと思いました。
0:53:00	MNFのコマタでございます。
0:53:03	まだまだ余裕も始まってないところではございますけれども、今
0:53:09	例のほうでですね、整備終盤に差しかかっておりますけれども、こういった中でですね、当然
0:53:19	この部分に関してもですね、警戒事態に注意喚起の一体というようなところは下部規定のほうで紹介
0:53:31	を定めて後々及びお隣の事業所外の連絡体制はですね、そういったものも含めてですね各支店のほうを充実させていくということにしております。以上でございます。
0:53:48	はい、規制庁の鈴木です。承知しました。
0:53:51	あと細かい点がありまして
0:53:55	0826-44
0:54:00	漏水検知、
0:54:03	警報発報時ってあるんですけども
0:54:07	これ工場内漏水検知警報発報時ではないんでしょうか。といいますのほかの場所では工場内漏水単に労政ではなくて工場内で記載されているので
0:54:21	この辺も正確に書かれたほうがよろしいかと思いました。
0:54:31	1 ページ目の表でございますので、バーナの踏査の場合はね炉水計というのは、いわゆる建物内工場内というのは旭力ガということもあってですね現在ちょっと坑道内には、
0:54:47	文言を入れてないというところがございます。以上です。
0:54:53	スズキですほかに工場内漏水って書かれてたところがあったので、統一がないんでないんでしょうかっていうことだったのでそちらも見直していただければと思います。
0:55:08	例の歌でございます。ちょっと上程いただく以上です。はい。
0:55:13	あと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:15	もう一点あの細かいんですけども 80826-63 で
0:55:21	修正箇所周辺ってのを追加していると思うんですけどもその辺が青字になってないと思いますけども。
0:55:31	これ資料全体また見直していただいて、判例通りの記載になってるかの再確認いただけないでしょうか。
0:55:43	11 件目のお尋ねでございます。大変申し訳ございません。もうちょっと明確にして述べたいと思います。
0:56:03	すいません。規制庁ウツミです。
0:56:08	ちょっと1 件だけ、さっきのスズキないという
0:56:13	竜巻んところのそこだけちょっと1 件だけ確認でお伺いしたいんですけども、
0:56:19	注意喚起のこの発令された場合についてというのはこれはあれですね、基礎気象庁から茨城県に対して竜巻に関する気象情報または雷注意報が発表された段階って認識でいいですね。
0:56:35	MNFコマタでございます通りでございます。今危険たあの規則傷病茨城県に対して全部雷の人口が出たということで撮れる動いた判断材料以上です。
0:56:52	規制庁ウツミするよう改正とはちょっと今、許可の添5を見ててそうは書いてあるんだと思ったんですけど、ちょっと機能が遮断ですけど警戒事態の発電レイフ。
0:57:03	何がトリガーは何でしたっけ。
0:57:12	MNFのコマタでございます。経営会議体のほうはですね。
0:57:23	はい。
0:57:25	はい。
0:57:27	三番。
0:57:30	規制庁オザワですけども、そこらへんて事業許可の添5-43 に記載されていて、ここ警戒事態自治体、例えばその竜巻発生ナウキャストであれば発生確度っていうのは1 っていうのに相当したらどうなりますよとかですね。
0:57:49	そういうものってのは、
0:57:53	議会自体はどうするかというのはMNFで決めているかもしれないけれども、すぐその中でそれぞれのその竜巻ナウキャストだとか考えなきゃすらとか、それぞれのところで、どこになったらっていうのはもうそんでMNFというよりも、もう決まっているので、
0:58:13	そこは明確にただ見れば見えて、その敷地に来たらもう、そうなりますけれども、明確にわかるので、今問題はないと思ってますので、記載するかしないかっていうところは許可に書かれているので、その内容を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:29	株、株でいいと思うんで、きちんと記載しておけばいいのかなというふうに個人的には思います。
0:58:37	以上です。
0:58:40	それでよろしいですね、その方が MNF コマタでございます。ありがとうございます。その通りでございますが、この下部のほうでもトリップ設定自体の方をしていきたいと思っております。以上です。
0:58:56	規制庁でございます。続いて資料の 3-2 のほうの
0:59:03	ほうに移りたいと思うんですけれどもそれは私からちょっと 2 点ほどちょっと教えて御説明いただきたいと思ってるのがありまして、
0:59:13	082681 の回答のところですね、ここ。
0:59:18	3 の 21 ページ目ですけれども、
0:59:22	ちょっとここを気になったんでちょっとお伺いしたいんですけれども、
0:59:28	降下火砕物航行中の火山の効能はいとこの項の組み合わせっていうのは、
0:59:34	これ今日許可を見ると、そもそも工程こん中
0:59:40	積雪のほうで
0:59:43	方に入って常態説明がされていて、ちょっとこれ表と今、まず一つ目として降雨っていうのはどういうその自然現象としてどういうとう立ち位置で、
0:59:55	許可をやっていたんですかっていうのをちょっとさらっと御説明いただきたいということでちょっとが許可の添 5-46 ページの上真上の部分なんですけれども、ここで高高については、積雪等々あわせて影響を見つつ、必要浮上しますっていうふうに読めるんですけども。
1:00:14	現在の積雪の部分の梃子ほとんど積雪の部分の重畳のところの話だと火山と積雪っていうふうに限定していて、この評価で一定その降雨の部分っていうのは、
1:00:29	どういうふうに思えばいいのかな、これは積雪に入ってるっていう認識でいい。いいんでしょうかっていうところをちょっと 2 点お伺いしたいんですけども。
1:00:48	はい。
1:00:49	このページは、
1:00:59	MNFのコマタでございますが、やっぱりとか整理説明別途回答させていただければと思いますのでよろしく願いいたします。規制庁の別途資料でまたご相談のご回答いただけたらと思いますよろしく願いしますすいません私から残り 1 点なんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:19	1100826-119 番ですね、資料 3-2 の一番最後 4 ページのところなんですけども。
1:01:28	ちょっとここは単純にこのコメント回答資料の記載がちょっともうちょっと充実させて欲しいなというところとして、時現在の記載 119 番の回答回答Sとサーベ イのサーベイメーターの話に施工認と保安規定の
1:01:43	別表とかで臨もう言い回しのちょっとちょっと開票的に書いていただいているん ですけど、一応ちょっと金額、質問の意図としては、一般的なほうサーベイする ときとα線が対象だとか
1:01:58	ガンマデータとかそこら辺で同じ機材を使ってると思ってなくて、適切なそれ ぞれ適切な食べるをサーベイ 4 そのまま装置があると思ってて、そういう意味 で、それぞれ測る対象をここで施工認定 α線過去は
1:02:14	を図るために必要な装置を
1:02:18	適切に準備していてその掃除つちゅうのは、このそれぞれの表とかで言ってる 名前の
1:02:24	ここに入ってますよっていう形で、
1:02:28	で入ってるってことで一応確認したいなと思っていたところなんですけども。
1:02:34	そういう視点でちょっと回答てまたここ記載いただけないでしょうかというこ ろですけども、どうでしょうか。
1:02:43	三菱原燃の宇田でございますね。きちんと整理をしたいと思っておりますので、
1:02:52	規制庁施錠解散のまた整理させて整理した上でまたちょっとコメント回答の資 料作成いただけたらと思っておりますよろしく申し上げます。私から以上です。
1:03:07	規制庁オザワです。
1:03:09	そうしましたら私の方から何から何点か確認させていただきます。
1:03:17	まず
1:03:19	次に 6-77 に関しては、回答欄に記載がないんじゃないかというところ。
1:03:31	それと、ちょっと軽いもの続けていきますけれども、826-83 については、10 回 答のところ 14.8kg-U か聞いててもいいかなと誤記かなと思います。
1:03:46	それと、826-108、108 ですけども、これ参考資料のほうにですね、保安規 定関係条項の該当箇所にアンダーラインが引かれてないというふうに思いま すので、別途確認していただければと思います。
1:04:04	まずここで 1 回切りたいと思えます。
1:04:11	事務事業の中でございます。大変申し訳ございません。資料のほうはですね、 修正いたします。
1:04:20	規制庁オザワです。続きまして、826-1 地域ちいに関してなんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:28	はい、こちらの回答のところですね、駆動減となる圧縮空気の供給を1台の台車のみ宣言することにより、圧縮機の切替操作を行う地点の捜査記録により管理する。
1:04:44	というような、その一連の流れがこう理解
1:04:48	御説明で理解できていなくてですね、1年以降整備することによってレバー操作記録により管理することができるのかってところが理解できていませんで、保安規定の記載とあわせてちょっとわかるように御説明いただきたいと思います。
1:05:07	三菱原燃の運開でございますが、ましたらちょっと状態ですね、昨日わかるように進めて説明文を記載したいと思います。以上です。
1:05:19	規制庁オザワです。よろしくお願いします。所実態としては、
1:05:25	1台ずつ資格を使わないので、
1:05:29	その都度その記録をとることにあるルールになっているから、そちらのほうで切り換えの記録がとられる。
1:05:38	ていうふうな理解をすればよろしいんですかね。
1:05:46	MNFでございます。相当やって基本的には9とか1個か、議会ないので非常に各変えないというので切り換えの結果をですね相談記録に書いているというところをですね、ちょっとわかりやすくですね、まとめたいと思います。以上です。
1:06:03	規制庁です。承知しました。続いてですね、8に6号。
1:06:14	77で125ですね。
1:06:16	このところなんですけれども、試薬の投入量をウツミで御説明のところだと反応度量以上の水酸化ナトリウムを投入するっていうような記載があるんですけども、実際の参考資料のほうで、
1:06:34	そちらの方が読み取れなくてももしかしたら別途参照しているところが不足している等であれば、ちょっと確認していただいて見直していただければと思います。
1:06:49	三菱原燃の小田でございます承知いたしました状態のところがですね十分書き切れてないかなと思いますので、ちょっと部門のですね要素等確認して全機開と思います。以上です。
1:07:04	規制庁オザワです。よろしくお願いします。
1:07:13	ちょっとこれ最後なんですけれども、私のほうから下げてですけども、826の②の
1:07:23	ありがとう大飯1ですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:26	このところ、内容の御回答の内容は理解してるんですけど、理解しましたからですね。
1:07:33	回答しているところですね、最後に記載されていると、スクラバポンプ一段またはBいずれか常時運転っていうところをスクラバポンプ系 1 段目またスクラバポンプB1 番目のいずれか常時運転っていうふうに
1:07:50	当読むのはちょっと難しいかなっていうふうに考えています。
1:07:56	これ本規定の話が当面だなので、一応以上関連は私が認識なり、そういうふうには読めないですよっていうところお伝えだけしておきます。私のほうからは以上です。
1:08:12	MNFの山川でございます。今のオザワ保護的に今鉄鋼にどう手持ちにありますか。
1:08:22	すみませんありません。
1:08:25	ええとですね、いただいた
1:08:30	ディベートパン全 55 ページだと思うんですけども、中にインターロックネット学会インターロックの系統図ですね。それとも多分大きなところで個目読んで、
1:08:45	こちらポンプカッコ 1 段目、または、bのいずれ
1:08:50	または常時運転というような御記載があるんですけども、そこそこてます。
1:08:56	この米 4 がまた噴火にこのちょっと表現がですね、十分でなくて、本来であればこの秒後に右断面というふうに
1:09:04	いっぱい書くべきだったかなというふうには思うんですけども、この米 4 がですね、水理程度で書いてありまして、系統部に
1:09:13	A系とB系それぞれの津波の本分ところに注釈を打ってますので、
1:09:20	1 段目のポンプが増えるよと。
1:09:23	いうことで我々アリタというところでございます。
1:09:28	であります。
1:09:30	はい。今ほど後でちょっと図面確認してみません、御説明の内容は理解しましたので、以上です。
1:09:40	よろしくお願ひします。
1:09:44	規制庁の鈴木です。私のほうから 1 点ありまして、ちょっと戻るんですけども 0826-
1:09:54	111 番なんですけども。
1:09:59	第 100、124 条のほうですけども別表第 16 の第 1 項の下に
1:10:07	文章を追加してもらっているかと思うんですけども。
1:10:11	これこの文体ですとか、この各 1 名個々でよろしいかったでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:10:27	このプロパン、
1:10:41	すいません規制庁ウツミをちょっとMNFさん今声がちょっと飛んでしまって聞こえなかったんですけどもし御発言されていたらもう一度お願いいたします。
1:10:52	やっぱりちょっとコマタでございます資料確認しているのでもっとお待ちいただきたく思いますんだったら、
1:11:27	三菱原子燃料の小田でございます。大変申しわけございません。ちょっとそのところの記載の加藤とね、もう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。
1:11:40	規制庁の鈴木です。別表第 16 のほうの下で
1:11:45	文章書くかっこ保安規定何とかかんとかって書いてあるんですけどここだけ
1:11:51	文体が違いますってか口語体
1:11:56	といますかなっているということと、
1:12:00	あと、これはここに書く内容でよかったでしょうかという確認です。
1:12:49	三菱原子燃料の小田でございます。
1:12:52	やっぱり今の的にはですね、メイン微量の 6-28 の
1:12:59	滞納ところというふうに言ってよかったでしょうか。
1:13:03	すいません規制庁ウツミですけども今のスズキの指摘ばですねご指導御認識の通り資料の施工認のほうの資料の
1:13:12	6-28 のところの保安規定関連条文のところの一番下に括弧で入ってる記載がこれ何かメモんじゃないか何かこれここに記載されているんですけどつけっというところの質問です。
1:13:27	変更。
1:13:29	名ノムラでございます。それあの、
1:13:34	それですね前回
1:13:38	捜査記録を作るときにですね。そうかを記録を取ってそれから
1:13:48	第 4 条で括弧書きでどのような関係にあるかというのを
1:13:54	説明文で没水したものでございまして、16 に伴うものではないというものでございます。
1:14:06	規制庁かSA塗装する等、
1:14:10	これはだからあれですよ要素保安規定上は基本的にない記載だけど、補足説明として入れてるってことでよろしいですか。ここはこの資料上補足説明として出てるっていう
1:14:26	三菱原子燃料でございます通りでございます。
1:14:36	三菱原子燃料の野村でございます。他にもですね括弧書きでちょっと補足説明を入れさせていただくとところが何点かございますので、括弧書きのところはあ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	くまでも説明文でパンフレットのものではないという御理解をしていただきたい と思います。以上です。
1:15:11	すいません規制庁ウツミです了解です記載の意図は了解したんですけども、 ちょっとこの今の記載だとあたかも保安規定の本文の中内容っぽく見えてしま うで
1:15:23	書いてることはいいんですけどなんか色付点線とかなんかちょっとこれは保安 規定本文ではないということがわかる形で
1:15:33	コメント資料修正するときに直していただけたらと思うんですけどもよろしいで しょうか。
1:15:40	MNF でございます。当期いたしました固定でわかりやすくちゅうていただきます す。
1:15:46	規制庁とりあえず力よろしくお願ひします。
1:15:59	規制庁ノムラです。全体的なことに関するコメントなんです、私何回も言っ てるんですけど、専門用語ですね。
1:16:09	保安規定等強化や設工認抵抗となる場合専門は異なる場合、どう対応するん ですかってことをもう何回も聞いてるんですけど。
1:16:19	回答がない。
1:16:20	っていうのがちょっと
1:16:23	いまいちですね、
1:16:25	ですねすぐにこれ何か対応しようというのは難しいのかもしれないですけど。
1:16:32	まず対応の方針を決めていただきたい。それでですね審査会合の前までにウ ツミに回答をお願いします。
1:16:44	看取り元気明瞭なコマタでございます。今の答弁に関してでございますけれど も、本日をページのほうを提示させていただいておりますけれども、
1:16:58	この中でですねちょっとコメントを反映した部分ですね、TnDということが本規 程実態に2種類混在していたということと、あとは鉄工な棒でしたか、KNTと いう言葉をちょっとタナベたんですけども、
1:17:17	年計交点量系というのは出てこないということで、駅探それからですねの案と いうような言葉がですね
1:17:30	どっかでしたかね、出てくるんですけども、保安規定のほうには場合はという言 葉が出てこないと。
1:17:37	というようなところからああいう中でですね今回持ってお出しいただいた中で、
1:17:45	別表第FAXCのところですね、内部被ばくのご報告低線量特性ということ で、場合は警報による特定というのはあったんですがバイオアッセイ法による によって中断というような

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:02	変更 2 人ですね、あとはねづけ交点両系というところにL/Dと括弧書きで入れたりですね、逆にDNPがなかったところにはね、携行線量計という言葉を加えるのかという。
1:18:17	補正のほうを立てていただいています。以上です。
1:18:31	規制庁ノムラです。そうですね 1 時間前にもらった資料には、確かにこう書いてあったと今確認できますはちょっと私も失礼なところがありました。
1:18:43	それですねこれ要望というのはここで今回ええと記載したものがなんていうか、リスクがあるというか違いがあるということで他は大丈夫ということでもいいんでしょうか。
1:19:01	MNFのコマタでございます。これがネットワークになって思って今の点、それで専門用語ということですので現職の業界ですので、他にもですね天文的な言葉というのは出てくると思いますけれども、
1:19:17	ちょっと今回はその点だけ確認してるんですね、反映のほう立てていただきましたけれども、引き続きですね許可絶好の向こう規程という中で進ま専門用語混在する要望等が
1:19:34	あったらねあの的に反映するように努めていきたいというように考えてございます。
1:19:43	規制庁ノムラです。概ね了解したんですけど。そうですねあの先ほどもらって資料で反映されてるのわかったんですけどそれならですね、先ほどの資料説明の時に一言言って欲しかったなというところでですね。以上です。
1:20:01	MNFの方でございます。大変いただきました。以上です。
1:20:17	規制庁ウツミで一応こちらからの本庁からの確認事項一応ですけどもオザワさんなんかありがとうございますでしょうか。
1:20:27	規制庁です。特にないですが、これで審査会合になると思いますので、審査会合の資料としてはもうセットされたものが事業しているってことでよろしいですか。
1:20:43	ウツミですけども一応審査会合資料をすでに今受け取ってる
1:20:49	面談使ってるバージョンの日づける違いということでセットのいただいておりますので、じゃあこれ MNF コマタさんご連絡ですけども先ほど送れていなかった資料 2 通分ですね分割して再送信していただいて受領確認しましたので、
1:21:05	すべて審査会合資料受領いたしております。
1:21:10	了解しましたどうもご連絡ありがとうございます。
1:21:17	オザワです特にないです。
1:21:20	それであればオツケー。結構ですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:25	規制庁ウツミです。それでは特にMNFさんからなければ面談としてはこれで終了とさせていただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
1:21:39	MMFコマタでございます。こちらからもですねとかはございませんので、以上でございます。
1:21:47	規制庁ウツミですありがとうございます。ではこれで本日の面談を終了したいと思います。ありがとうございました。
1:21:57	ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。